

(9)お客さまが、9.に定める発電余剰電力買取の停止、または(1)～(8)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うとともに、お客さまのエネファームtypeSの適当な設定変更等(お客さまの敷地および住宅への立入りも含みます。))を実施できるものとします。

13.権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、この発電余剰電力買取により生ずる権利または義務を同居されているご家族もしくは相続人以外の第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

なお、この第三者には、発電余剰電力買取を申し込むにあたってお客さまが当社に申請された住宅をお客さまから譲り受けた方、当該住宅を借り受けた方を含みます。

14.規約の変更

- (1)当社は、必要がある場合には、本規約(別表1および別表2を含みます。))の内容を任意に変更できるものとします。本規約変更後は、お客さまの契約期間中であっても、変更後の規約に従っていただくものとします。
- (2)本規約を変更する場合、お客さまに当社Webサイトを通じて掲示する方法、書面により通知する方法、その他当社が適当であると判断する方法によりその内容を通知します。当社Webサイトへ掲示する方法により通知する場合には、当社Webサイトへの掲示をもって通知がお客さまに到達したものとみなします。なお、当社がお客さまに対し書面により通知をする場合は、申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもってお客さまに到達したものとみなします。
- (3)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、買取単価を変更します。

15.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について

- (1)お客さまの情報は適切に取り扱うとともに、当社グループ、東邦ガスくらしショップからのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- (2)お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、販売店・施工店等および業務委託先に提供させていただく場合があります。
- (3)当社は、3.(3)または(4)の事実を確認するため、一般送配電事業者より、お客さまの電気

受給契約の情報を取得する場合があります。

- (4)お客さまおよび一般送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報は、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。その場合、個々のお客さまのデータは必ず統計的に処理するものとします。
- (5)お客さまは、当社が発電余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- (6)その他、発電余剰電力買取に関する取材や取材内容のカatalog・ホームページ等への掲載、余剰電力発電についてのPR等をお客さまに願う場合があります。
- (7)上記に加え、関係法令、官公庁および一般送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁および一般送配電事業者に対して報告できるものとします。
- (8)お客さまには、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給等約款を遵守していただきます。

16.当社の免責事項

- 次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。
- (1)地震等の天災が発生したことにより、または戦争、暴動等により非常事態が生じたことにより、発電余剰電力買取の継続が困難になった場合。
- (2)エネファームtypeSの故障や経年劣化等、エネファームtypeS本体に起因する事由、また電圧上昇抑制機能等の動作によって買電量が減少した場合。
- (3)一般送配電事業者からの検針値の提供が遅延したことにより、買電量および買電額のお知らせならびに買電額の入金が遅延した場合。また、当社の責めにやらない事由により、一般送配電事業者より適切な検針値の提供が行われず、買電額の算定ができな場合。
- (4)お客さまのお申込み時の誤記、振込先口座の変更等により、買電額の入金ができなかった場合。
- (5)お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。
- (6)その他、当社の責めにやらない事由により、損害等が生じた場合。

17.その他

- (1)発電余剰電力買取へのお申込みに際し、第三者への費用の支払いが発生する場合、お客さまにご負担いただくものとします。
- (2)今後、法令等の新設または改正によって、発電余剰電力に環境価値の権利を取得できるようになった場合は、この権利の帰属について、当社と協議していただきます。

【別表1】 発電余剰電力買取 対象機種一覧表

1.適用

本対象機種一覧表は、当社が実施する発電余剰電力買取制度の対象機種を定めるものです。

2.対象機種

対象機種のメーカーおよび型式は燃料電池発電ユニットにて規定します。なお、エネファームtypeSに接続する給湯器または暖房給湯器、リモコン等の組合せは、原則として、当社が指定しているものとなりますが、その他当社が定める事項がある場合は「別途、定める事項」に記載します。

メーカー	燃料電池発電ユニットの型式	別途、定める事項
東邦ガス(株)	NT-0722ARS-KBC NT-0722ARS-KBDC NT-0720ARS-KC NT-0720ARS-KBC NT-0718ARS-KC NT-0718ARS-KBC NT-0716ARS-KC NT-0716ARS-KBC	(特になし)

3.変更

対象機種に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。

【別表2】 発電余剰電力買取 買取単価表

1.適用

本買取単価表は、当社が実施する発電余剰電力買取の買取単価を定めるものです。

2.買取単価

買取単価は、当社のガス料金算定にあたっての平均原料価格に応じて、以下の式により算定します。

買取単価	6.06+0.120×平均原料価格(円/㍓)÷1,000 (円/kWh)(単価は毎月変動します。)
備考	(1)消費税を含む額です。 (2)上記で算定される値の小数点第3位以下の端数は切り上げます。 (3)買取額算定にあたって月毎に定める平均原料価格は、当社のガス料金算定にあたっての平均原料価格に準じます。

※消費税率とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
※本規約の6.(2)で算定される買取額に含まれる消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額)は下式により算定します。
買取額に含まれる消費税相当額(1円未満の端数切り捨て)＝買取額×消費税率／(1+消費税率)

3.変更

買取単価に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。

お問い合わせ

東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局

☎0120-023-036 (月～金9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く)

〒464-8790 日本郵便株式会社 千種郵便局 私書箱第152号 東邦ガス エネファーム余剰電力買取係

個人情報の取扱いについて

- お客さまの情報は適切に取り扱うとともに、今後東邦ガスグループ、当社販売・サービス店等からのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- お客さまの情報は、エネファーム余剰電力買取運営のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、販売店・施工店等、業務委託先に提供させていただきます。

エネファーム余剰電力買取においてお客さまには、次の各項目をご了承いただきますようお願いいたします

- お客さまの売電量データは、エネルギー消費の分析や機器開発などに使用させていただきます。その場合、個々のお客さまのデータは統計的に処理します。
- 当社がエネファーム余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- その他、エネファーム余剰電力買取に関する取材や、取材内容のカatalog・ホームページ等への掲載、エネファーム余剰電力買取のPRなどをお客さまに願う場合があります。
- 国による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」や関連法案等が変更された場合、エネファーム余剰電力買取は変更または終了する場合があります。

◎本カタログの仕様等は2025年4月現在のものです。変更することがございますのでご了承ください。

◎「エネファーム」および「ENE・FARM」は、東京ガス(株)、大阪ガス(株)、ENEOSの登録商標です。

TOHO GAS

くらしに、
いい提案!

東邦ガス株式会社

〒456-8511 名古屋市中熱田区桜田町19-18

https://www.tohogas.co.jp

まかせ安心
ガズプロ 東邦ガス

VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮して植物油インキを使用しています。

2025.4

エネファームtypeSを購入されたお客さまで

東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と

都市ガス使用契約を締結しているお客さま限定

東邦ガスくらし

エネファームtypeS 発電余剰電力買取のご案内



エネファームtypeS
アイシン2022年度モデル



エネファーム専用暖房給湯器
ノーリツ標準タイプ

※1 ここでいう発電余剰電力とは、エネファームtypeSで発電した電力のうち、ご家庭の電力使用量を上回る電力のことを意味します。本パンフレットでは、「発電余剰電力」を「余剰電力」として表記します。

エネファームtypeSで発電し、ご家庭で使われなかった電力を東邦ガスへ売電できます!

売電量に応じて、ご入金!

期間 1年間

当社がお客さまからのお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日から1年間とします。なお、買取期間途中での解約も可能です。買取期間満了日の3か月前までにお客さまもしくは当社からの申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以降も同様としますが、買取開始日から10年間を限度とします。ただし、お客さまは、10年間の経過後に、当社との間で余剰電力買取に係る新たな契約を改めて締結できるものとします。

条件 以下の条件(1)～(5)を全て満たしている必要があります。

- (1)エネファームtypeSを設置した場所において、当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結しているお客さまで、発電余剰電力買取規約(P6～7参照)を承諾の上、お申込みいただくこと。
- (2)当社が対象機種として定めたエネファームtypeSをお申込み時点で設置済みであること、またはお申込み日から起算して6か月以内に設置すること。
- (3)エネファームtypeSからの発電余剰電力量のみを、スマートメーター^{※2}で計量できること。すなわち、他の電力供給設備からの供給電力がスマートメーター^{※2}の計量値に含まれないこと。なお、差分計量は適用外。
- ※2 一般送配電事業者^{※3}が設置するスマートメーターを意味します。
※3 本カタログでは、一般送配電事業者は中部電力パワーグリッド(株)のことを指します。
- (4)発電設備(太陽光発電等)または蓄電池を併設しないこと。
- (5)高圧一括受電物件でないこと。

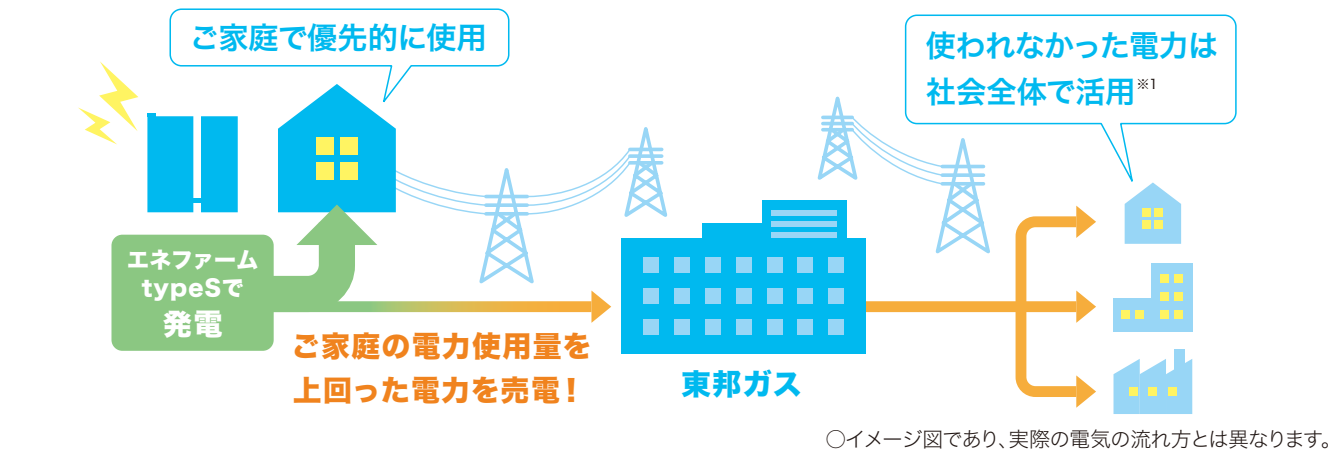
注意 電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止、または余剰電力買取制度を廃止することがあります。

○詳しくは規約(P6～7)をご覧ください。

余剰電力買取について

余剰電力買取イメージ

エネファームtypeSで発電した電力は、ご家庭で優先的に使用されます。発電した電力の内、ご家庭の電力使用量を上回る電力を、東邦ガスに売電することができます。その売電量に応じて、東邦ガスからお客さまの指定口座に入金します。



お客さまから買い取った電力は、社会全体で活用^{※1}されます。発電効率が高い^{※2}エネファームtypeSによる電力を有効活用することにより、CO₂削減につながります。

※1 東邦ガスの電力小売事業の電源の一部として活用(2025年4月時点)。
※2 エネファームtypeS(NT-0722ARS-KBC、NT-0722ARS-KBDC、NT-0720ARS-KC、NT-0720ARS-KBC)の発電効率:55%(JISC8823に基づく測定値。LHV(低位発熱量:燃料を燃焼させた時の水蒸気の凝縮潜熱を含めない発熱量)基準(余剰電力買取をしている場合等、約3時間以上安定して定格発電を継続した際の発電効率です。上記以外の場合、定格発電効率は54%となります。)。また、NT-0718ARS-KC、NT-0718ARS-KBC、NT-0716ARS-KC、NT-0716ARS-KBCの発電効率は52%です。)。火力発電による発電効率:約44%(「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」から東邦ガスが算定。)。詳しくは、「エネファームtypeS」カタログをご確認ください。

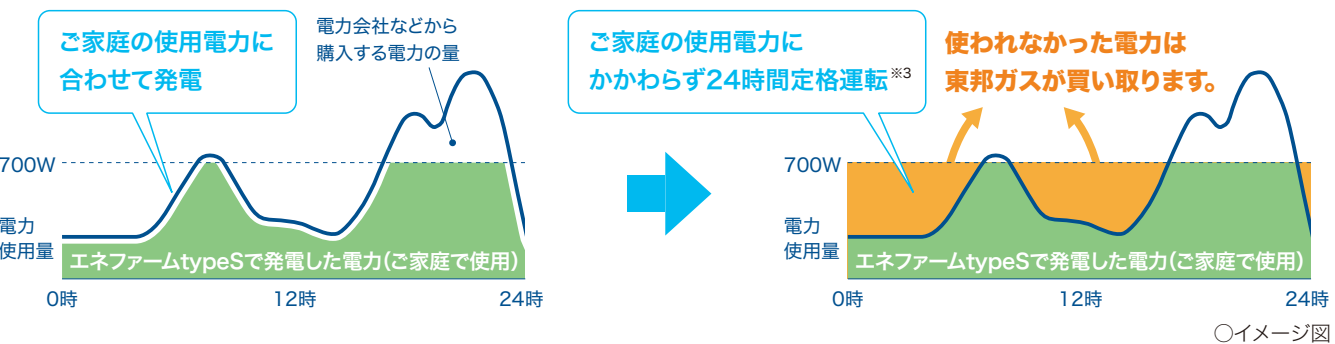
エネファームtypeS 運転イメージ

余剰電力買取を行わない場合

電力使用量に合わせて、24時間連続運転^{※3}を行います。

余剰電力買取を行う場合

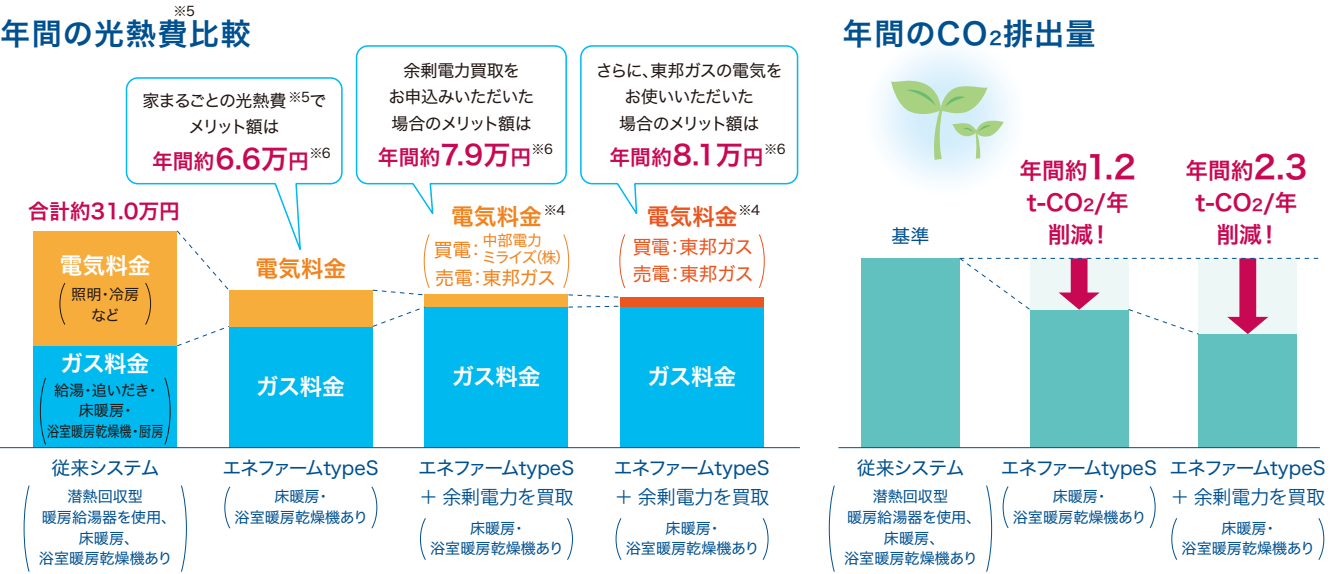
電力使用量にかかわらず、24時間定格運転(700W)^{※3}を行います。電力使用量が少ない時間帯は、発電した電力がご家庭の電力使用量を上回ります。発電した電力のうち、ご家庭で使われなかった電力は、東邦ガスが買い取ります。



※3 ガスメーターの保安機能を正常に作動させるため、26日間連続して運転した後、27日目に24時間以上、発電を停止します。また、1日に2〜3回約6分間発電出力が低下します。
○発電時に発生する熱の一部はエネファームtypeSに接続されている給湯器等に供給される水の予熱に利用しますが、給湯利用時は必ずエネファームtypeSに接続されている給湯器等にてガスを燃焼させてお湯をつくります。このほか、温水电暖房のお湯は、すべてエネファームtypeSに接続されている給湯器等にてガスを燃焼させてお湯をつくります。
○貯湯タンクがお湯でいっぱいの場合は、貯湯タンクのお湯をラジエータで放熱しながら運転を継続します。
○詳しくは「エネファームtypeS」カタログをご確認ください。

余剰電力買取によるメリット

エネファームtypeSを定格運転し、さらに、家で使われなかった電力を売電することにより、従来システムに比べて電気料金^{※4}を大きく削減。ガスを使って発電する分、ガス料金は増えますが、電気料金とガス料金の合計から売電収入を差し引いたトータルで、従来システムと比べてコストダウンが可能です。また、発電した電力を社会全体で活用^{※1}することにより、CO₂削減にも貢献します。



※4 ここでいう電気料金とは、お支払いの電気料金から売電収入を差し引いた年間の金額の合計を意味します。
※5 ここでいう光熱費とは、電気料金とガス料金をあわせた年間の金額の合計を意味します。余剰電力を買い取る場合は、更に売電収入を差し引きします。
※6 エネファームtypeSアイシン2022年度モデルの場合。詳しい試算条件は、下表を確認ください。

注意 余剰電力買取する場合、昼夜を問わずエネファームtypeSは定格運転することからガス使用量は、従来システムと比べて大きく増加します。このため家庭用燃料電池契約(床暖乾燥割引)のお申込みをおすすめします。家庭用燃料電池契約(床暖乾燥割引)は、ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合、一般料金やがすてきトクトク料金よりも高くなる場合があります。

【試算条件】 ●このパンフレット記載の数値(年間光熱費など)は、下記の試算条件で算出しています。
●実際の光熱費は、家族構成・生活パターン、建物、使用機器や使用方法によって異なります。また、気温や水温によっても異なります。
●導入時に初期費用(ガス機器購入費や設置工事費など)が必要となります。
●一次エネルギー換算係数:電気9.76MJ/kWh、ガス45MJ/m³。

家族構成	○4人家族	建物構造	○延床面積:120.08㎡ 間取り:LDK/29.81㎡ その他居室/51.34㎡ ○外皮平均熱貫流率(UA)=0.87W/㎡K(地域区分:6地域における基準)
使用機器(主なもの)	エネファームtypeS 余剰電力買取 ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機	エネファームtypeS ○エネファームtypeS ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機	従来システム(電気・ガス併用住宅) ○ガス暖房給湯器(潜熱回収型ガス暖房給湯器) ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機
適用料金	共通条件	○ガス料金・割引メニュー、電気料金・割引メニューは、2025年4月時点のもの(それぞれ東邦ガス、中部電力ミライズ(株)の該当年月の基本料金及び原料(燃料)費調整額および消費税10%等相当額を含む。)。また、電気料金は再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。なお、ガス料金、電気料金は、原料・燃料価格の変動に応じ、毎月見直されます。金額は1,000円未満を四捨五入。	
	個別条件	買電量1,211kWh、ガス使用量1,676㎡、売電量2,564kWh ○ガス:家庭用燃料電池契約(床暖乾燥割引) ○電気:東邦ガス ファミリープラン50A 家庭用燃料電池割引 中部電力ミライズ(株) おとくプラン 50A	買電量1,516kWh、ガス使用量1,309㎡ ○ガス:家庭用燃料電池契約(床暖乾燥割引) ○電気:中部電力ミライズ(株) おとくプラン 50A
試算条件・その他			
○年間のエネルギー消費量(暖房・冷房・換気・給湯・照明・その他の設備等)は、国立研究開発法人建築研究所が公開する「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」のAPI機能を使用して試算。ただし、本試算結果の内容は、国立研究開発法人建築研究所又は国土技術政策総合研究所によって保証されるものではありません。○年間のエネルギー消費量から料金試算を行う演算、および一部のガス機器等のエネルギー消費量については、東邦ガスが独自に開発したソフトウェアによって計算。主な試算条件は以下の通りです。○外気温および日射量は省エネ基準の地域区分「6地域」、年間日射量地域区分「A4」相当にて試算。○ガス浴室暖房乾燥機の運転時間は、一般社団法人日本ガス機器工業会が定める設計上の標準使用期間(暖房時間:181時間/年、乾燥時間:325時間/年)を想定。また、暖房および乾燥に要するエネルギー量は東邦ガス調べ。○LDKは冷房をエアコン、暖房は床暖房を使用。その他居室の冷暖房はエアコンを使用。○2025年2月から2025年4月までのガス・電気料金については、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の政府支援に基づく値引きが適用されますが、本カタログにおける光熱費の試算結果においては値引きを反映せずに試算しております。実際のご請求金額や料金単価およびメリット額とは異なる場合があります。○電気料金は、燃料価格(原油、液化天然ガス、石炭)の変動に応じて、燃料費調整額として電気料金を毎月調整いたします。当社電気料金は、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格に上限を設定していないため、燃料費調整に係る平均燃料価格に上限を設定している他社の電気料金と比べて高くなる場合があります。○ガス料金は、原料価格(液化天然ガス、液化石油ガス)の変動に応じて、原料費調整額としてガス料金を毎月調整いたします。当社ガス料金の一部は、原料費調整額の算定に用いる平均原料価格に上限を設定していないため、ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合は、平均原料価格に上限を設定している一般料金(一般ガス供給約款)やがすてきトクトク料金と比べてガス料金が高くなる場合があります。			

○ガスのCO₂排出量原単位=2.05kg-CO₂/㎡(東邦ガス調べ) ○電気のCO₂排出量原単位=0.65kg-CO₂/kWh(火力発電の場合。2025年2月環境庁「地球温暖化対策計画」)

お申込みから入金まで

① お申込み

申込書に必要事項を記入して、東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局まで郵送してください。

**販売店・施工店等
方へのお願い** 申込書の裏面に必要事項を記入し、
返信用封筒とあわせてお客さまにお渡しください。



② 一般送配電事業者との手続き

当社に申込書等の必要な書類が届いてから、買取開始までの手続きに、少なくとも1か月は必要です。
場合によっては、3か月程度かかる場合があります。

- スマートメーターが設置されていない場合は、スマートメーターの設置が必要です。スマートメーターは一般送配電事業者が設置します（無償※1）。
 - 一般送配電事業者との調整は東邦ガスが行います。一般送配電事業者との手続き状況により、手続きに要する期間は異なります。また、手続き中に電力契約の変更等がある場合、さらに時間がかかることがあります。
- ※1 ただしスマートメーターの位置を変更するなど配線工事を伴う場合には費用が発生することがあります。

③ 買取開始

一般送配電事業者との手続き等が完了後、東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局から「登録通知」を送送します。その後、買取を開始するために、当社またはエネファームtypeSの販売店・施工店等が、お客さま宅のエネファームtypeSの設定等を実施しますのでご協力をお願いします。お客さま自身で設定することはできません。

④ 買取量の確認

毎月の買取予定量、買取予定単価等は、お申込み時に登録されたメールアドレスに、東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局から連絡します。※2 また、東邦ガスのWeb会員サービス「Club TOHOGAS」で確認することも可能です。なお、「Club TOHOGAS」のご利用にはお客さまからのお申込みが必要です（登録は無料）。

※2 メールアドレスをお持ちでない場合、東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局へお問い合わせください。
なお、検針票等は発行されません。



○イメージ。実際の画面ではありません。

⑤ 入金

毎年、5～6月頃に「入金のお知らせ」をお送りしますので、ご確認ください。ご入金額および買取開始月から3月分までの買取量と買取単価が記載されています。買取額の入金は、買取開始月から3月分までをまとめて、お申し込み時に指定された口座にお振込みいたします。それ以降は、毎年4月分から翌年3月分までをまとめて、お振込みいたします。

注意 振込口座の変更については、東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。
振込口座変更通知を郵送いたしますので、ご記入の上、ご返送してください。



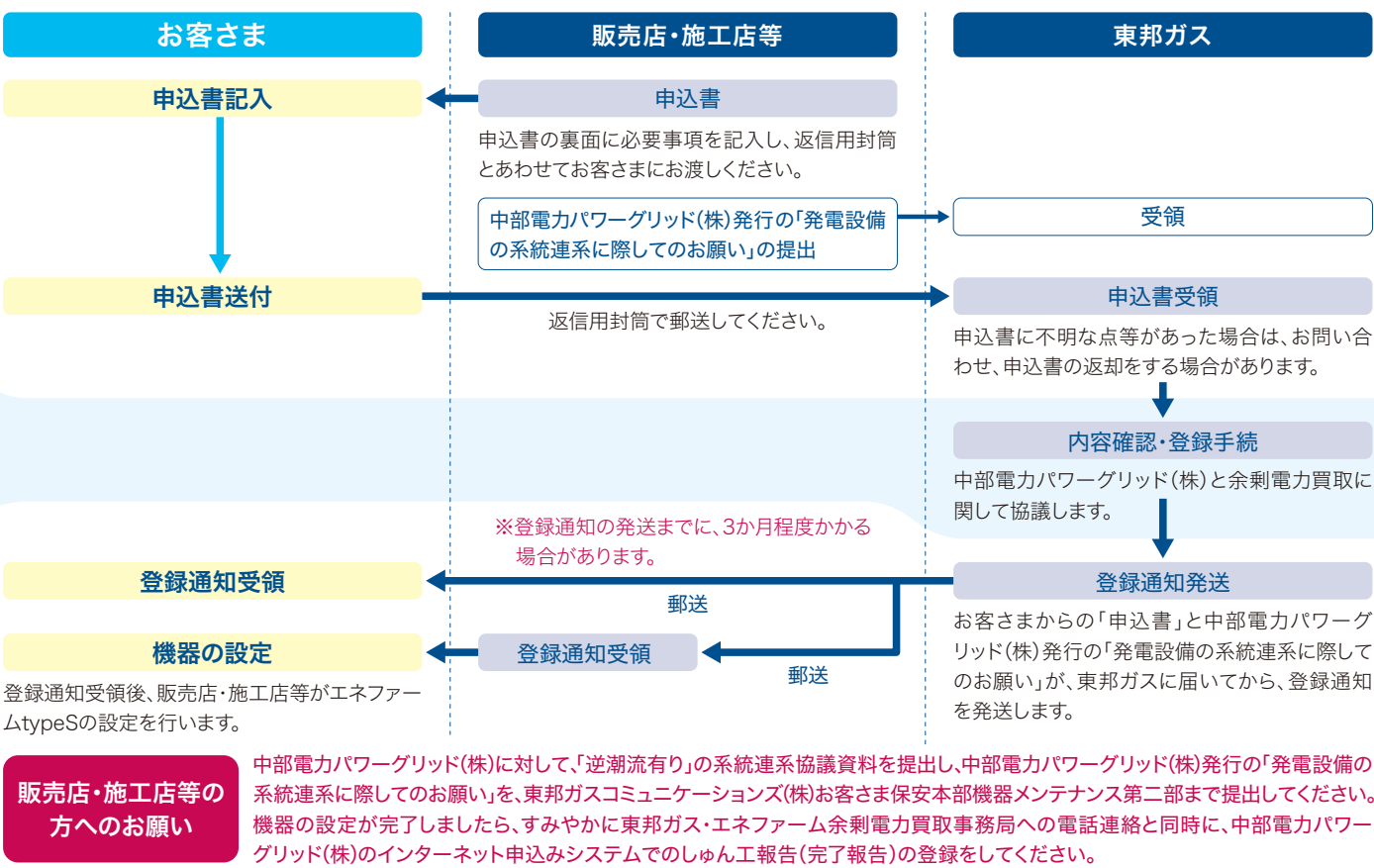
買取単価（円/kWh）（単価は毎月変動します。）

$$6.06 + 0.120 \times \text{平均原料価格(円/㍲)} \div 1,000$$

（参考）平均原料価格に基づく2025年4月の買取単価：17.75円/kWh 毎月の平均原料価格は、東邦ガスのホームページ等でお知らせします。

- (1) 消費税等相当額を含みます。
- (2) 左記で算定される値の小数点第3位以下の端数は切り上げます。
- (3) 買取額算定にあたって月毎に定める平均原料価格は、
当社のガス料金算定にあたっての平均原料価格に準じます。

【お申込みの流れ】



【お申込みから入金までのスケジュール】（一例）

2025年5月に
申し込んだ場合

2025年

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

①お申込み

②一般送配電事業者との手続き※3

④買取量の確認

⑤買取開始

2026年

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

⑤入金

(2025年7月分～2026年3月分)

2027年

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

⑤入金

(2026年4月分～2027年3月分)

※3 一般送配電事業者との手続き状況により、手続きに要する期間は異なります。

対象機種（燃料電池ユニット型式）

接続されている給湯器等、リモコン等に関する組み合わせ条件はありません。

NT-0722ARS-KBC	NT-0720ARS-KC	NT-0718ARS-KC	NT-0716ARS-KC
NT-0722ARS-KBDC※	NT-0720ARS-KBC	NT-0718ARS-KBC	NT-0716ARS-KBC

※特定ハウスメーカー向け受注生産品

特にご注意いただきたいこと

発電設備(太陽光発電等)や蓄電池が併設される場合、余剰電力買取の適用はできません。

○発電設備(太陽光発電等)や蓄電池を追加で設置された場合、本買取契約は解除されます。
事前に東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。

高圧一括受電物件は、余剰電力買取の適用はできません。

○高圧一括受電とは、高圧電力をマンション全体分まとめて購入し、マンション敷地内の受電設備で低圧に変換し、マンション内の共用部および専有部分各戸へ共有することを指します。

買取単価は毎月変動します。

○買取単価の計算方法はP3をご確認ください。

買取額の入金は年1回となります。

○お客さま都合による入金回数及び時期の変更はできません。

お申込みから買取開始まで、少なくとも1か月、場合によっては3か月程度かかることがあります。

○一般送配電事業者との手続き状況によっては、さらに、時間がかかる場合があります。

余剰電力買取を行うことにより、毎月のガスの使用量は増加します。

○昼夜を問わず、定格運転するためガス使用量は増加します。このため、家庭用燃料電池契約のお申込みをおすすめします。

余剰電力買取による光熱費メリットは保証されるものではありません。

○家族構成、生活パターン、使用機器や使用方法、ガス料金および電気料金の変動等のため、光熱費メリットは保証されるものではありません。

エネファームtypeSを設置した場所において、東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約のあるお客さまに限定させていただきます。

○ガス使用契約とエネファームtypeS発電余剰電力買取契約の名義は同一としてください。

東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者とのガス使用契約が解除された場合、本買取契約も解除されます。

○解約後、一般送配電事業者との調整および、エネファームtypeSの設定変更等を実施しますのでご協力をお願いします。

小売電気事業者が東邦ガス以外の場合、発電の承認がされないケースがあります。
その場合は小売電気事業者を東邦ガスへ変更する必要があります。

よくあるご質問 Q & A

Q エネファームtypeSであれば、全ての機種において余剰電力買取の対象になりますか？

A NT-0722ARS-KBC、NT-0722ARS-KBDC、NT-0720ARS-KC、NT-0720ARS-KBC、NT-0718ARS-KC、NT-0718ARS-KBC、NT-0716ARS-KC、NT-0716ARS-KBCに限られます。その他は機器が対応できておらず、余剰電力買取を実施することができません。

Q 余剰電力買取への申込みに際し、費用は発生しますか？

A エネファームtypeSの設定等に別途費用がかかる場合、配線工事等の別途工事が発生する場合や一般送配電事業者より費用を請求される場合、その費用はお客さま負担になります。

Q 買取開始日はいつになりますか？

A 買取開始日は、余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定作業が完了した日となります。

Q 買取量はどのように測っていますか？

A 一般送配電事業者が行う検針により確定します。なお、検針値は当社が一般送配電事業者より入手いたします。

Q 振込口座を変更したいのですが、可能ですか？

A 可能です。東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。

Q 余剰電力買取の解約は可能ですか？

A 可能です。東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。お引越し等が伴う場合は、転居前に必ず東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局にご連絡ください。一般送配電事業者に対して系統連系手続き及び発電量調整供給の解除に伴う書類作成、お客さまのエネファームtypeSの設定変更等にご協力いただくことが必要です。

エネファームtypeS発電余剰電力買取規約 2025.4

1.目的

本規約は、東邦ガス株式会社(以下「当社」といいます。))による家庭用燃料電池コージェネレーションシステムtypeS(以下「エネファームtypeS」といいます。))の発電余剰電力の買取りの条件および手続き等を定めることを目的といたします。

2.用語の定義

- (1)エネファームとは、ガスを一次エネルギーとして電気化学反応により発電を行うとともに、その際に発生する熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力(機器容量)が400W以上5kW未満のものをいいます。
- (2)「発電余剰電力」とは、エネファームtypeSの発電電力のうち、当該エネファームtypeSを設置されたお客さまが自ら消費する電力を上回った電力のことをいいます。
- (3)「買電量」とは、当社がお客さまから買取った発電余剰電力の量のことをいいます。なお、買電量の単位は、1キロワット時(kWh)とします。
- (4)「買電額」とは、買電量をもとに算定した、当社がお客さまから買取りを行った発電余剰電力の代金額に、発電側課金に相当する額を加算した金額をいいます。
- (5)「系統連系受電契約」とは、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、発電量調整供給契約に基づき締結する契約で、一般送配電事業者が維持および運用する系統設備にお客さまの太陽光等発電設備が連系し、その状態を維持すること(系統連系受電サービス)に係る契約をいいます。
- (6)「発電側課金」とは、系統連系受電契約において、お客さまが、一般送配電事業者に支払う系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金をいいます。

3.適用条件

- 当社が、お客さまの発電余剰電力を買い取るには、次の適用条件をすべて満たすことが必要です。
- (1)エネファームtypeSを設置した場所において、当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結しているお客さまで、発電余剰電力買取にお申し込みいただくこと。
 - (2)別表1に定める「発電余剰電力買取 対象機種一覧表」に記載されている機種をお申込み時点で設置済みであること、またはお申込み日から起算して6か月以内に設置すること。
 - (3)エネファームtypeSからの発電余剰電力量のみを、一般送配電事業者が設置する電力量計で計量できること。すなわち、他の電力供給設備からの供給電力が当該電力量計の計量値に含まれないこと。なお、差分計量は適用外。
 - (4)発電設備(太陽光発電等)または蓄電池を併設しないこと。

4.当社へのお申込み

- (1)発電余剰電力買取の契約をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により当社にお申し込みいただきます。また、あわせて当社が一般送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類作成にご協力いただきます。
- (2)当社はお客さまが3.に定める適用条件をすべて満たしていると判断した場合に、(1)のお申込みを承諾します。
- (3)当社は(1)のお申込みの承諾に先立って、一般送配電事業者に対し、発電量調整供給に関する申請を行います。申請にあたり、お客さまは、お客さまの情報を提供することをご承諾いただいたものとします。
- (4)当社は一般送配電事業者と協議の上、発電余剰電力の買取開始日を定めます。当該買取開始日に、発電余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定を行います。
- (5)発電余剰電力買取の実施に際し、エネファームtypeSの設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および一般送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。
- (6)(1)～(5)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は発電余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取制度を廃止することがあります。

5.契約期間

- (1)発電余剰電力買取の契約は4.(2)に基づき当社がお申込みを承諾し、4.(4)にある買取開始日をもって契約成立日とします。
- (2)契約期間は契約成立日から1年間とします。なお、契約期間満了日の3か月前までにお客さまもしくは当社からの申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以降も同様としますが、(1)に定める最初の契約成立日から10年間を限度とします。ただし、お客さまは、当該10年間の経過後に、当社との間で発電余剰電力買取に係る新たな契約を改めて締結できるものとします。

6.買電額の計測・算定

- (1)買電量は一般送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が一般送配電事業者から入手するものとします。
- (2)買電額は一般送配電事業者が計量する毎月の買電量を元に、当該月の買取単価を乗じた額および発電側課金に相当する金額に基づいて、当該年度についてまとめて算定するものとします。なお、毎月の買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- (3)買取単価は、別表2に定める「発電余剰電力買取 買取単価表」に従うものとします。
- (4)買電量の算定期間は原則として、毎月初日から末日までとします。
- (5)お客さまと小売電気事業者との契約が未締結の場合、当社の責めによらない事由により一般送配電事業者より適切な検針値の提供がされない場合等においては、買電量が算定できないため買電量は0kWhとして取り扱います。

7.系統連系受電契約の締結等

- (1)当社は、一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、系統連系受電契約を締結します。
- (2)お客さまが新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、お客さまが契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。
- (3)当社は、お客さまが系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出ます。
- (4)一般送配電事業者がお客さまとの系統連系受電契約を解約される場合、当該お客さまの発電場所に係る発電量調整供給契約を変更します。
- (5)お客さまは、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気は一般送配電事業者が無償で受電することを承諾していただくものとします。

8.系統連系受電契約に係る料金の支払い方法

- (1)お客さまの発電側課金についてはそのつど、お客さまから当社に支払いを行っていただきます。支払われた発電側課金についてはそのつど、当社から一般送配電事業者に支払いを行います。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて一般送配電事業者の銀行口座への振込み等によりお客さまから一般送配電事業者へ支払っていただきます。
[1]お客さまが料金を支払期日までに当社に支払われない場合

- [2]お客さまの発電側課金が当社とお客さまとの間の発電余剰電力買取の契約に係る料金を上回る場合で、当社とお客さまおよび当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき
- [3]その他一般送配電事業者が必要と認めた場合
- (2)当社は、発電側課金をお客さまから受領し、お客さまに代わり一般送配電事業者に支払うものとします。
- (3)当社は、系統連系受電契約において、発電側課金をお客さまから受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、お客さまに代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託します。また、当該業務は、お客さまが直接一般送配電事業者に支払う事項に該当した場合を除き、お客さまから無償で受託します。
- (4)お客さまは、当社との間で、(1)に基づくお客さまの発電側課金の支払債務と当社の買電額の支払債務を対当額で相殺することをあらかじめ合意するものとし、当社は、当該合意に基づき、(1)に基づくお客さまの発電側課金の支払債務と当社の買電額の支払債務を対当額で相殺します。

9.買電額の入金

- (1)当社は、契約期間における毎年4月1日から翌年3月末日まで(この期間内に買取開始日を含む月(以下「買取開始月」といいます。))が含まれる場合は、買取開始月から翌年3月までとし、買取開始月が3月である場合は3月のみとします。また本契約の終了月が含まれる場合は、当該契約終了月までとします。))の買電量をまとめて、翌年の6月末日までに相殺後の買電額をお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いいたします。
- (2)相殺後の買電額のお支払いは金融機関への口座振込のみによるものとします。
- (3)お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更はできません。ただし、振込先口座の変更は可能です。
- (4)買電量および相殺後の買電額については、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレス、当社Webサイト等を通じてお知らせします。また、当社にご連絡いただければ口頭にてお知らせします。その他の対応はいたしません。
- (5)当社と都市ガス使用契約もしくは電気受給契約またはその両方を締結し、その料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、ガス料金もしくは電気料金またはその両方の料金のお支払いがなされるまで、相殺後の買電額のお支払いを留保させていただく場合があります。

10.設置確認等

- (1)当社は、お客さまのエネファームtypeS等の設置の有無および使用状況を確認させていただく場合があります。この場合には、お客さまには、正当な事由がない限り、当社またはエネファームtypeSの販売店・施工店によるお客さまの敷地および住宅への立入りを承諾していただきます。
- (2)発電余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定は、当社またはエネファームtypeSの販売店・施工店等にて実施します。お客さまご自身で設定することはできません。
- (3)買電額の振込先口座等、お客さまの情報に変更がある場合は、すみやかに当社までご連絡ください。
- (4)エネファームtypeSを撤去する場合、再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる発電設備を併設し、その再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる発電設備からの供給電力のみが計量できる電力量計が一般送配電業者により別途設置されない場合等、3.に定める適用条件を満たさなくなる変更の場合は、必ず当該変更前に当社に連絡していただきます。その際、必要な手続きがある場合は、別途お客さまに連絡させていただきます。

11.買取りの停止

- (1)次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力の買取りを一時的に停止することができます。
[1]お客さまがご契約されている小売電気事業者への債務不履行により、電気の供給が停止された場合。
[2]一般送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合。
[3]お客さまが一般送配電事業者が定める託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合。
[4]エネルギー価格の高騰等、一時的な事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力の買取りを一時的に停止させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (2)買取りの停止にあたり、当社はお客さまのエネファームtypeSにおいて、買取りを停止するための適当な設定変更等を実施することができるものとし、必要に応じてお客さまにはこれにご協力いただきます。
- (3)買取りの停止は、(1)[1]～[3]に該当する場合、当該事項が判明した時点ですみやかに実施します。また、(1)[4]に該当する場合、書面にて買取停止の3か月前にお知らせします。

12.契約の解除

- (1)お客さまは任意に発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- (2)次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
[1]お客さまが3.に定める適用条件のいずれかを満たせなくなった場合。
[2]お客さまが本規約についての重大な違反を行った場合または当社に虚偽の申請を行った場合。
[3]その他、当社が不適切と判断する行為をお客さまが行われた場合。
[4]発電余剰電力買取の停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取に係る契約を解除させていただかざるを得ないと判断した場合。
- (3)発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただきます。あわせて一般送配電事業者に対して系統連系手続きおよび発電量調整供給の契約解除に伴う書類作成にご協力いただきます。
- (4)(1)～(3)に定める発電余剰電力買取契約の解除は、(1)についてはお客さまによる契約解除の申請があったとき、および(2)[1]～[3]については当該事項が判明したときに、それぞれすみやかに実施できるものとします。(2)[4]については書面にて発電余剰電力買取の契約解除の3か月前にお知らせします。
- (5)当社は一般送配電事業者との協議のうえ、買取終了日を定めます。エネファームtypeSをお使いいただく場合は、当社はお客さまのエネファームtypeSにおいて、契約を解除するために必要な設定を実施します。なお、(2)[2][3]の場合、別途定める標準的な実費をご負担いただきます。
- (6)発電余剰電力買取の終了日は、発電余剰電力買取契約の解除日とします。
- (7)当社は発電余剰電力買取の契約解除日までの買電額を、7.(1)に定める手続きにより、お客さま指定の振込先口座へ入金いたします。
- (8)お客さまが(2)[1][2]および1.の定めに反した場合、その事由が発生した日以降の買電量を0kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金が行われている場合、当該過入金分を当社に対してご返金いただきます。